

# 倉吉市重層的支援体制整備事業

倉吉市健康福祉部福祉課

# 1. 経過

○平成30年4月に改正社会福祉法が施行し、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に努めることが規定された。

○令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が創意工夫を持って円滑に実施できる仕組みづくりを実施するため、重層的支援体制整備事業が創設された。

(社会福祉法第106条の4第2項)

## <本市の取組>

令和2年度から国のモデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）を活用し、市社会福祉協議会に委託。包括化推進員を配置するなど、多機関の協働、断らない相談体制の整備を実施。令和3年度からは国の法改正に伴い「重層的支援体制整備事業の移行準備事業」を活用し、同事業を実施している。

## 2. 本市の状況

項目	現状
人口	44,670人
世帯数	20,548世帯

※令和5年3月末時点

<参考>

1世帯あたりの人員	2.18人
高齢化率	34.92%
出生率	6.7%

※令和4年度時点

### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、そのうち、複雑化・複合化した事例については、包括化推進員により、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、支援の方向性を定めるなど、多機関が協働して支援を行う。
- 多機関の協働によるネットワーク、ワンストップの総合相談窓口体制を構築する。
- 長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人、必要な支援が届いていない人に対して、本人と支援者との関係性構築に向けた支援を行う。

**【参考】** 倉吉市地域福祉推進計画（第4期）

○重点課題3「包括的支援体制の構築」

- ①相談支援体制の充実
- ②高齢、障がい及び子育て支援等の分野を越えたサービスの展開
- ③権利擁護機能の充実
- ④情報提供体制の充実

### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業

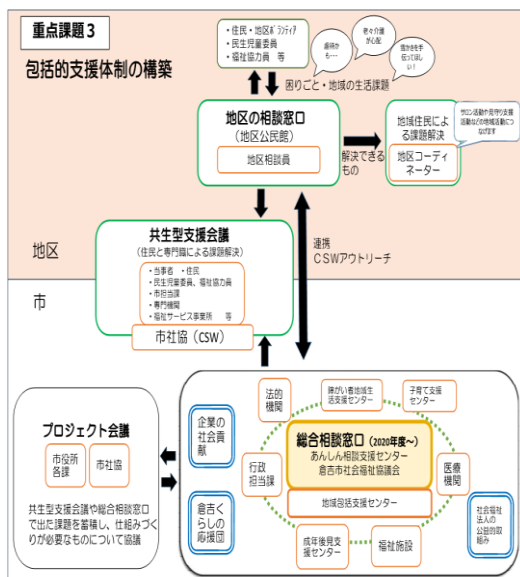
#### 【地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画について】

○地域福祉計画は社会福祉法第107条第1項第1号に定められる「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載するもの。

○重層的支援体制構築事業は、各関連計画の内容とも整合していることが必要。

#### 【第4期地域福祉推進計画】

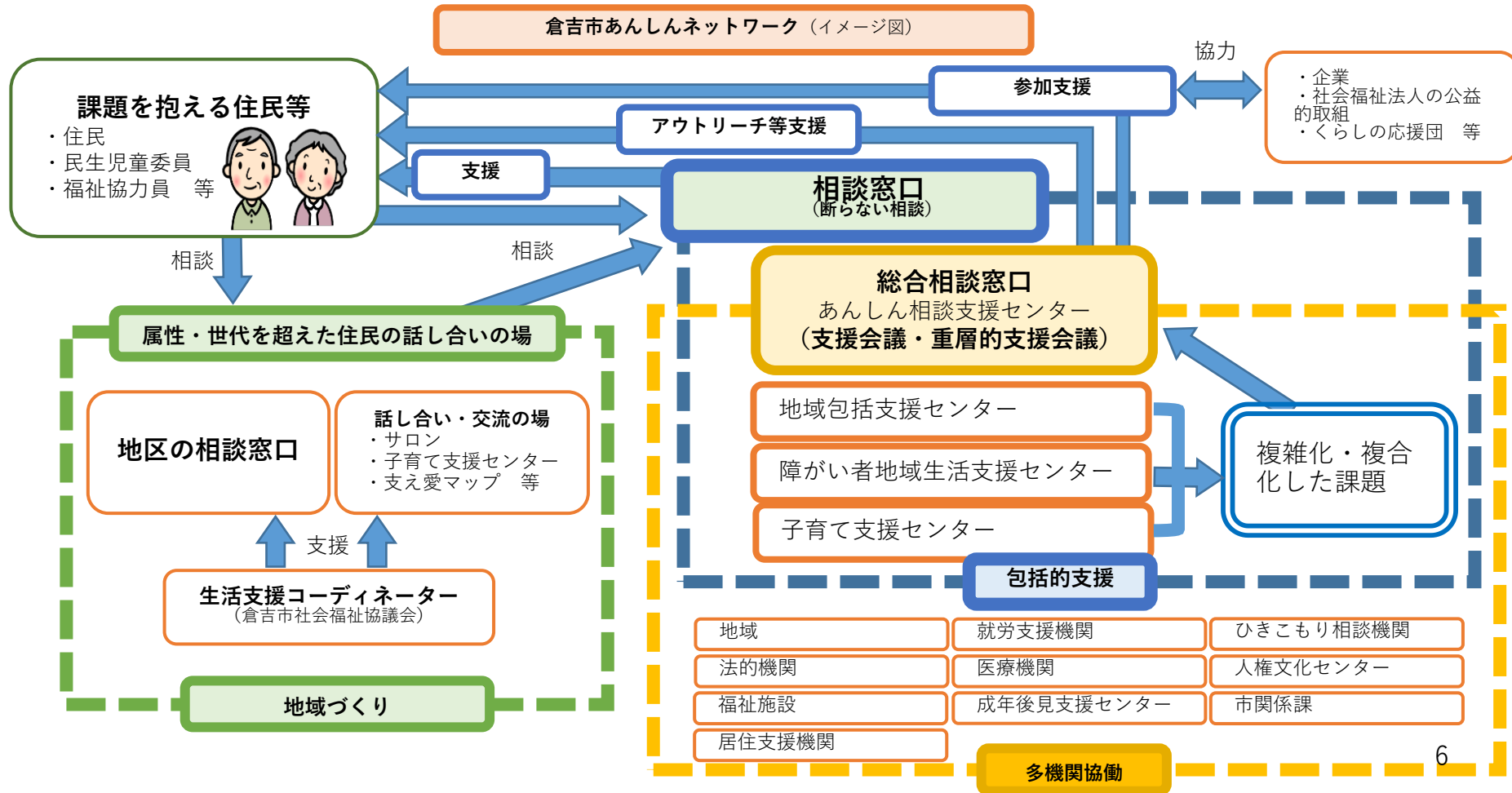
- ・平成30年3月に倉吉市地域福祉推進計画（第4期）を策定。
- ・重点課題3「包括的支援体制の構築」において以下の項目を設定。
  - ①相談支援体制の充実
  - ②高齢、障がい及び子育て支援等の分野を越えたサービスの展開
  - ③権利擁護機能の充実
  - ④情報提供体制の充実



#### 【第5期地域福祉推進計画】

- ・重層的支援体制整備事業実施計画を内包する計画として、令和5年度中に策定予定。

### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業



### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業

#### 【倉吉あんしんネットワーク】

事業	内容		
包括的支援体制構築事業	<p>介護、障がい、子ども、困窮の相談支援にかかる事業を一体として実施。本人・世帯の属性にかかわらず受け止める。</p> <p>【相談窓口】</p>		
事業	体制	所管課	根拠法令
介護 (第1号のイ)	委託：マグノリア地域包括支援センター うつぶき地域包括支援センター 倉吉中央地域包括支援センター 明倫・小鴨地域包括支援センター かまがわ地域包括支援センター	長寿社会課	地域包括支援センター運営事業 (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号)
障がい (第1号のロ)	委託：中部障がい者地域生活支援センター 倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	福祉課	障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号）
子ども (第1号のハ)	直営：倉吉市子育て総合支援センターおひさま 委託：のびのび子育て支援センター	子ども家庭課	利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）
困窮 (第1号のニ)	委託：倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）	福祉課	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2号各号)

### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業

#### 【倉吉あんしんネットワーク】

事業	内容										
多機関協働事業	<p>複雑化・複合化した課題を抱える相談者に対して支援機関の役割等の調整を行う。</p> <p>【総合相談窓口】</p> <table border="1" data-bbox="494 301 1846 511"> <thead> <tr> <th data-bbox="494 301 707 350">事業</th> <th data-bbox="710 301 1354 350">体制</th> <th data-bbox="1358 301 1499 350">所管課</th> <th data-bbox="1503 301 1846 350">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="494 352 707 511">多機関協働 (第5号)</td> <td data-bbox="710 352 1354 511">委託：倉吉市社会福祉協議会 (あんしん相談支援センター)</td> <td data-bbox="1358 352 1499 511">福祉課</td> <td data-bbox="1503 352 1846 511"></td> </tr> </tbody> </table> <p>○複雑化・複合化した相談の整理、重層的支援会議の開催。</p> <p>○多機関協働 上記の機関の他、連携機関として以下の機関がネットワークに参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク、就業・生活支援センター、ワーカーズコープ（就労支援機関）</li> <li>・市民生児童委員協議会（地域）      ・法テラス倉吉（法的機関）</li> <li>・ひきこもり生活支援センター（ひきこもり支援機関）      ・成年後見ネットワーク倉吉（成年後見支援機関）</li> <li>・県居住支援協議会、住宅供給公社（居住支援機関）      ・市内人権文化センター</li> <li>・因伯子供学園、倉明園、ブルーインター（母子・家庭支援機関）      ・倉吉警察署</li> <li>・県福祉保健課、県中部総合事務所（県）</li> <li>・市福祉課、長寿社会課、子ども家庭課、健康推進課、人権政策課、地域づくり支援課、建築住宅課（行政）</li> </ul> <p>他、順次、関係協力機関を調整。</p>			事業	体制	所管課	根拠法令	多機関協働 (第5号)	委託：倉吉市社会福祉協議会 (あんしん相談支援センター)	福祉課	
事業	体制	所管課	根拠法令								
多機関協働 (第5号)	委託：倉吉市社会福祉協議会 (あんしん相談支援センター)	福祉課									



### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業

#### 【倉吉あんしんネットワーク】

事業	内容		
地域づくり事業	地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を行う。		
事業	体制	所管課	根拠法令
介護 (第3号のイ)  (第3号のロ)	委託：マグノリア地域包括支援センター うつぶき地域包括支援センター 倉吉中央地域包括支援センター 明倫・小鴨地域包括支援センター かもがわ地域包括支援センター  委託：倉吉市社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）	長寿社会課	地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業）  生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
障がい (第3号のハ)	地域活動支援センター	福祉課	地域活動支援センター機能強化事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
子ども (第3号のニ)	直営：倉吉市子育て総合支援センターおひさま 委託：のびのび子育て支援センター	子ども家庭課	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
困窮	直営：市福祉課（地域支え愛活動支援事業） ※倉吉市社会福祉協議会（支え愛マップ）	福祉課	その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（）

### 3. 倉吉市における重層的支援体制整備事業

#### 【倉吉あんしんネットワーク】

事業	内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握するとともに、当該本人への働きかけ、関係づくりを目指す。  【市福祉課】
参加支援事業	既存の事業では対応できない相談者に対し、地域資源などとのマッチングを行う。また、既存の社会資源の拡充を図る。  【市福祉課】